

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

15 通所介護／A6 【総合事業】通所型サービス

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	全ての区分		事業所規模の算出根拠を示す書類	□
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	－
割引	2 あり	別紙5	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(通所介護の場合)	□
		別紙38	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について(通所型サービスの場合)	□
職員の欠員による減算の状況	1 なし 以外		従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	□
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)		添付書類なし	－
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者	□ □ □ □
業務継続計画策定の有無	1 減算型(新規) 2 基準型		添付書類なし	－
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		感染症や非常災害の発生時における業務継続計画策定及び措置状況が分かる書類 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画書(業務継続計画書) 業務継続計画に従い必要な措置を講じたことを示す書類	□ □
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	2 あり		感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式	□
時間延長サービス体制	2 あり		運営規程	□
共生型サービスの提供 (生活介護, 自立訓練, 児童発達支援, 放課後等デイサービス)	2 あり		添付書類なし ※別途、障害福祉サービスにおける共生型サービス事業所としての指定を受けていることが必要。	－
生活相談員配置等加算 (共生型サービス)	2 あり	別紙21	生活相談員配置等加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 生活相談員の資格証の写し 3. 地域に貢献する活動を実施していることがわかる資料	□ △ △ △
			入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施したこと又は実施することが分かる資料 浴室の平面図	□ □
中重度者ケア体制加算	2 あり	別紙22	中重度者ケア体制加算に係る届出書	□
		別紙22-2	利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業員の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 2. 前年度(3月を除く)又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3, 4又は5である者の占める割合が確認できる資料 3. 看護職員の資格証の写し(看護職員の配置により要件を満たす場合)	□ △ △ △
生活機能向上連携加算	3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		添付書類なし	－
個別機能訓練加算	2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ		従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	□
			機能訓練指導員の資格証の写し	□
ADL維持等加算[申出]の有無	2 あり		添付書類なし	－

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

15 通所介護／A6 【総合事業】通所型サービス

【要否欄凡例】
□…体制届と同時に提出が必要
△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
認知症加算	2 あり	別紙23	認知症加算に係る届出書	□
		別紙23-2	利用者の割合に関する計算書(認知症加算)	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			1. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7)	△
			2. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活自立度のランクⅢ, Ⅳ又はMIに該当する認知症の者の占める割合を確認できる資料※要支援者除く	△
			3. 認知症介護指導者研修, 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実践者研修の修了証の写し	△
若年性認知症利用者受入加算	2 あり		添付書類なし	—
生活機能向上グループ活動加算(通所型サービス)	2 あり		添付書類なし	—
栄養アセスメント・栄養改善体制	2 あり		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	□
			管理栄養士の資格証の写し	□
口腔機能向上加算	2 あり		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	□
			言語聴覚士, 歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し	□
一体的サービス提供加算(通所型サービス)	2 あり		添付書類なし(栄養アセスメント・栄養改善体制、口腔機能向上加算を満たすとして届け出ている場合算定可能)	□
事業所評価加算〔申出〕の有無(通所型サービス)	2 あり		添付書類なし	—
科学的介護推進体制加算	2 あり		添付書類なし	—
サービス提供体制強化加算	4 加算Ⅰ	別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)	□
		別紙14-7	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所型サービス)	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			【介護職員等の状況】	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
	3 加算Ⅱ		2. 介護福祉士の資格証の写し	△
			3. 勤続年数を証明する書類	△
			4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
		別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (〔介護予防〕訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	□
		別紙14-7	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所型サービス)	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			【介護職員等の状況】	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
			2. 介護福祉士の資格証の写し	△
			4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△

15 通所介護／A6 【総合事業】通所型サービス

【要否欄凡例】
□…体制届と同時に提出が必要
△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
サービス提供体制強化加算	5 加算Ⅲ	別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (〔介護予防〕訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	□
		別紙14-7	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所型サービス)	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			〔介護職員等の状況〕 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△ ※2、3又は4のいずれか一つ
介護職員等処遇改善加算	1 なし 以外		別途、運営法人ごとに処遇改善加算計画書、実績報告書を所定の時期に提出する必要があります。 加算を取得する事業所の追加または区分の変更等については、別途処遇改善加算計画の変更届が必要です。	